Winny 事件最高裁決定の検討

一平成23年12月19日刑集65巻9号1380頁-【事実関係と判旨についての補助レジュメ】

担当 高瀬·國領

1. 事実関係

被告人がファイル共有ソフトである「Winny(ウィニー)」を公開・提供して、正犯者がウィニーをダウンロードして著作権者の承諾を得ることなく映画等のコンテンツを不特定多数の利用者に対して自動公衆送信し得る状態にした行為を促進した点で、著作権法違反の幇助に当たるか問題となった事案。

起訴事実によれば、「被告人は、Winny が不特定多数の者によって、著作権者が有する著作物の公衆送信権を侵害する情報の送受信に広く利用されている状況にあることを認識しながら、その状況を認容し、あえて Winny の最新版を自己の開設したホームページ上に公開して不特定多数の者が入手できる状態にした上、各正犯者にこれをダウンロードさせて提供し、もって各正犯者にそれぞれ著作権法違反の犯行を容易ならしめてこれを幇助した」とされる。

2. 上告審決定の内容

(1) 結論

被告人が著作権侵害に利用されるのを予見したとはいえ、高い蓋然性をもって認識・認 容したわけではなく、著作権法違反にかかる幇助犯の故意はなかったとした。

(2) 幇助犯が成立するための規範

「開発途上のソフトをインターネット上で不特定多数の者に対して無償で公開、提供し、利用者の意見を聴取しながら当該ソフトの開発を進めるという方法は、ソフトの開発方法として特異なものではなく、」「単に他人の著作権侵害に利用される一般的可能性があり、それを提供者において認識、認容しつつ当該ソフトの公開、提供をし」ただけで、直ちに著作権侵害の共犯となるわけではない。

従って、幇助犯が成立するためには、「一般的可能性を超える具体的な侵害利用状況が 必要であり、また、そのことを提供者において認識、認容していることを要する」。

すなわち、「①ソフトの提供者において、当該ソフトを利用して現に行われようとしている具体的な著作権侵害行為を認識、認容しながら、その公開、提供を行い、実際に当該著作権侵害が行われた場合や、②当該ソフトの性質、その客観的利用状況、提供方法などに照らし、同ソフトを入手する者のうち例外的とはいえない範囲の者が同ソフトを著作権侵害に利用する蓋然性が高いと認められる場合で、提供者もそのことを認識、認容しながら同ソフトの公開、提供を行い、実際にそれを用いて著作権侵害(正犯行為)が行われたときに限り、当該ソフトの公開、提供行為がそれらの著作権侵害の幇助行為に当たる」と

した。

(3) あてはめ

本件は、①に該当せず、②の場合にあっても、被告人の提供方法は、客観的にみて「例外的とはいえない範囲の者がそれを著作権侵害に利用する蓋然性が高い状況の下での公開、提供行為であった」が、被告人には当該状況を認識・認容していた旨の証拠がないとして、幇助の故意を否定している。

以上